

農業委員会だよりは、ご家族みなさんでお読みください。



おがたま体験農園



とんでん体験農園



しんえい体験農園

昨年に引き続き、食育活動として「子ども体験農園」に取り組みました。今年
は屯田、丘珠に加え真栄の3ヶ所で開設して、子ども会を中心に約200名の親子が
参加しました。

主 な 内 容

- 農業者訪問
東区中沼 高岡さん 2 P
南区 ふじのとれたてっこ 3 P
- 農地を探しています 4 P
- 農地転用について 4 P
- 堆肥情報・市議会選任委員の交代について... 5 P
- 新農業者年企・選挙人名簿について 6 P

がんばる農家訪問シリーズ

訪問先 東区中沼地区 高岡 功さん (63歳)
(株)ブルーベリーさっぽろ 代表取締役

取材 元岡 藤博 農業委員

ブルーベリーへの熱い思い

高岡功さんは、東区中沼地区で今年からブルーベリーを専門に栽培しています。80aの畑に約3,000本の苗木、成木を育てています。

元岡農業委員の仲介により、ブルーベリーに適した泥炭土壌の農地を、札幌市の特定法人貸付事業(注1)で借り受け、新規参入しました。

高岡さんは、以前、設備関係の会社に勤めるサラリーマンでした。元々農家だったわけではなく、「定年後は農業をしながら暮らしていきたい。」という漠然とした思いを持っていました。

その思いを強い意志に変えたのは、あるテレビ番組だったそうです。静岡でブルーベリー栽培に取り組む女性が、女性初の日本農業大賞特別賞に輝いた

ことが紹介されていました。ひたむきに農業に取り組む女性の姿に感動したことと、ブルーベリーが体によい食物であり、栽培をするのに比較的体力の要らないことを知り、定年後でも続けていけそうだと思えたことが、きっかけとなったそうです。

高岡さんは、定年後から開始するのでは遅いと感じ、仕事を続けながら、はじめは自宅のベランダで30本程の苗木を育て始め、石狩市の300坪程の借地で徐々に本数を増やしていきました。平成18年10月には道の就農計画認定を受け、実地研修を重ねてきました。

また、ブルーベリーの栽培に取り組むことを決めて以来、本州の栽培農家を訪れるなど意欲的に栽培技術や知識の習得を積み重ねてきました。その結果、現在では市内の洋菓子店に納品しており、高い品質と安定した供給を行うことができます。

(注1) 特定法人貸付事業 農地を所有者から札幌市が借りて農業生産法人以外の法人に貸し出す事業



左から元岡委員と高岡さん
(育苗ハウスの前で)



収穫したばかりの大粒の
ブルーベリー

土と共に生きる

高岡さんは「農業はできるだけ自分ですべて行う。」というコンセプトの下、サラリーマン時代に培った設備の技術を活かし、育苗ハウスを自分で造るなど全て自身で行っています。また、取材の中で、「土と共に生きていく農業は、自分の体も動かすことで健康にもよく、生涯現役でいられる。」と笑って話してくれました。

今後も、さらなる技術の向上を目指し、有機肥料による栽培を行っていくことがこれからの目標だそうです。

訪問先 南区藤野「ふじのとれたてっこ」運営協議会
会長 荒井 和哉さん（44歳）

取材 田中 義・農業委員 土田 勝二・農業委員

「地産・地消」を理念に

「ふじのとれたてっこ」は、JAさっぽろ藤野支店駐車場内に開設された農産物直売所です。南区藤野・石山支店管内の農協組合員が運営協議会を立ち上げ、平成18年6月20日にオープンしました。

運営方法は、藤野・石山支店管内の生産者23戸、女性部、青年部がそれぞれ自ら生産した作物を直接販売しています。直売所の棚は、生産者ごとに分けられ、農産物には「品名、生産者名、価格、バーコード」を表示したシールが貼られており、売上集計も手間がかかりません。販売する農産物は、その日の朝に収穫することを基本とし、売れ残りは、その日に下げていることで、地元の農産物を安心して買っただけのように心がけているそうです。

販売品目は70～80種類あり、1番人気はイチゴ、次にトマト、スイートコーンがよく売れています。営業は6月から10月までの火・木・上・日曜日の週4回。時間は10時から15時までとなっており、販売員は生産者による当番制で、午前・午後の2交代制にすることで、農繁期にも対応できる体制をとっているようです。



左から田中農業委員、土田農業委員、荒井さん（ふじのとれたてっこ直売所前にて）

「安心・安全・新鮮」な農産物を消費者へ



店内の様子

各棚には、生産者の名札がついており、誰が生産したものなのかひと目でわかるようになっています。また、生産者によっては目新しい野菜を並べたり、調理方法をひと言添えている商品もあり、見慣れない野菜でも消費者の購買意欲をかき立てる工夫も見られました。

実際に買いに来ていた消費者の方に、直売所を利用する理由を尋ねると、「近くには大型スーパーもあるが、品物が全然違うし、新鮮なものが安く買える。」と話されていて、消費者の信頼が得られている様子がうかがえました。



農地を貸していただける方を探しています。

賃貸借の手続きは、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定で行いますので、借地権は発生しませんし、事務手続きは農業委員会事務局で準備します。

No.	希望地域	面積	作物	借り手
※1	北区、東区	2～3 ha	ソバ	そば屋
※2	北区、東区	1 ha	西洋野菜	レストラン
※3	北区、東区	1 ha	アスパラガス	建設業
4	北区、東区 (泥炭地帯)	2 ha	ハーブ	農業者(江別市)
5	東区	2 ha以上	レタス	農業者
※6	清田区	1 ha	ブルーベリー	建設業
7	南区	0.5～1 ha	野菜	農業生産法人(新規)

注：上表の※1, 2, 3, 6 は、札幌市が農地を借りて法人に貸し出す「特定法人貸付事業」による借受を希望しています。「特定法人貸付事業」とは、農地を所有者から札幌市が借りて農業生産法人以外の法人に貸し出す事業です。

連絡先：札幌市農業委員会事務局（電話011-211-3636）または地域の農業委員まで

農地の転用には許可が必要です!!

「自分の農地だから、許可や届け出などしなくても、自由に転用してもよいのではないか」と思われていませんか。



農地は個人の土地ではありますが、農地法の許可等がなければ「売買・賃借・転用」が一切できません。

なぜ？

農地は食料の供給にとって大切なものであり、一度農地以外のものにされると元に戻すのが困難です。将来に向かって優良な農地を確保できるよう、また、乱開発につながる無計画な転用を防止するため、農地法により転用許可制度が定められています。

許可なく違反転用すると・・・

許可を受けないまま無断で転用した場合や、転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合には、農地法違反となり刑事罰となります。3年以下の懲役または300万円以下の罰金、あるいは6月以下の懲役または30万円以下の罰金が科せられることがあります。

農地転用に関しては

農地転用の申請受付は、農業委員会が行っています。

(ただし4 haを超える農地転用の申請受付は北海道知事になります。)

農地転用に関する手続き方法や疑問は、地域の農業委員または農業委員会事務局（電話011-211-3636）にご相談ください。

農業の基本は、土づくりです。札幌の堆肥を使ってください。

[堆肥を供給可能な畜産農家一覧表]

平成19年12月現在

No.	氏名	住所	電話番号	料金 円/ト	畜種	供給 量ト	シキワラ等	状態	積込	運搬
※1	伊藤 為実	北区篠路町 拓北82-26	774-8073	5,000	牛	50	牧草	半完熟 牛	有	無
2	萩中 昭夫	北区篠路町 福移114-1	791-5363	5,000	牛	30	牧草	完熟	有	有
※3	清水 正一	東区中沼町 157-2	791-2146	3,000 ～ 5,000	牛	30	牧草 木クズ	半完熟	有	有
4	西尾 和彦	東区東雁来町 373-13	791-2962	5,000	牛	20	牧草 オガクズ	半完熟	有	有
5	飯島 則勝	白石区束米里 2506-1	872-5586	2,500	牛	100	干草 ワラ オガクズ	半完熟	有	有
6	榎田 安	西区発寒10条 14丁目1070	661-0473	5,000	牛	60	牧草 ワラ	半完熟	有	近隣のみ 有

●この表は、堆肥を生産する畜産農家からの聞き取りにより作成したもので、供給量・品質については、気候・季節等により変動があり、供給に応じられない場合もあります。

必ず事前に料金、積込み・運搬などの販売条件を、直接畜産農家とご相談してください。

○料金は …………… 1t当たりで、畜産農家まで取りに来た場合の標準価格（消費税込み）です。

○供給量とは …………… 年間に供給可能な予定総供給量です。

○積込みとは …………… 現地での積込みサービス(無料)の有無です。

○運搬とは …………… 希望先までの運搬(有料)ができるかどうかです。

※1の伊藤為実さんは、希望があれば畑や草地にスラリー散布も行います。

料金は10,000円/5tタンク

※3の清水正一さんは、積込サービスについては場合によって応じられます。

また、運搬先によって価格が変わります。

市議会選任委員の交代について

このたび、農業委員としてご尽力いただきました市議会選任の4名の委員さんが、ご勇退されました。ここに深く感謝申し上げます。また、新たに農業委員として選任された方をご紹介します。

ご勇退された委員の方				新委員となられた方	
小川 勝美	馬場 泰年	井上 ひさ子	五十嵐 徳美		
大西 利夫	涌井 国夫	小野 正美	高橋 功		

(敬称略)

農業者年金に加入しましょう

☆農業に従事する方はどなたでも加入できます。

- ① 国民年金の第1号被保険者で
 - ② 年間60日以上農業に従事する
 - ③ 60歳未満の方なら
- どなたでも加入できます。
途中で脱退することも自由です。
脱退しても、支払った保険料に応じて将来、年金として支給されます。

☆少子高齢化時代に即応した積立方式の確定拠出型

将来の年金受給に必要な原資をあらかじめ自分で積み立てます。それを運用して受給額が決定するため、加入者や受給者の数に影響されません。

積立方式は、保険料が将来の自らの年金給付に使われるため、安心してご加入いただけます。

☆保険料は自由に選択できます。

毎月の保険料は2万円を基本とし、最高6万7千円まで千円単位で自由に選択できます。その時々々の経済状況に合わせていつでも変更することができ、老後設計するのにも弾力性のある制度です。

☆税制面でのメリットがあります。

保険料は全額（年額最大80万4千円）が所得税・住民税の「社会保険料控除」の対象となります。

☆終身年金で80歳までの保証がついています。

年金は終身受給できますが、仮に80歳前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が、死亡一時金として遺族に支払われます。

お知らせ

農業委員会委員選挙人名簿の登載申請を

平成20年1月1日現在で、農業委員会委員選挙人名簿を作成します。

登載申請書は、平成19年の名簿に登載されている業務主の方に送付しています。

つきましては、同封の登載申請書に必要事項をご記入のうえ、平成20年1月10日(木)までに、農業委員会事務局にご返送ください。(詳細は、同封の関係書類に記載しています)

なお、平成19年の名簿に登載されていない方で、新たに業務主になられた方は、農業委員会事務局（電話011-211-3636）までご連絡ください。